

平成22年 No.35

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部を改正する要項

制定理由

特任教授等に関する規程の一部改正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

特任教授等に関する規程の一部改正に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部を改正する要項を次のように
制定する。

平成22年6月3日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部を改正する要項

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定）の一部に
ついて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：特任教授等に関する規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。）第8条第5号に定める事項のうち、大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任及び移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特任教授，特任准教授，<u>特任講師及び特任助教</u>の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第36条の規定に基づき，この要項の定めるところによる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成22年6月3日から施行する。</u>	(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。）第8条第5号に定める事項のうち，大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用，昇任及び移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特任教授，特任准教授<u>及び</u>特任講師の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については，東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第36条の規定に基づき，この要項の定めるところによる。 〔省略〕